

下水道に加入しよう

PART.2

町では、皆さんの生活環境や自然を守るため、重要なライフラインである下水道の整備と加入促進を進めています。下水道事業について、町民の皆さんにご理解とご協力をいただくため、先月号から連載でご紹介しています。2回目の今回は、公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水区域の下水道に接続する際にかかる費用等についてお知らせします。

■下水道接続に伴う費用は3つ

受益者分担金・下水道使用料・排水設備工事費

今月号では、受益者分担金と下水道使用料についてお知らせします。

■受益者分担金

受益者分担金は、下水道が整備されたことによって直接利益を受ける区域の皆さん（受益者）にも、下水道の建設費等の一部をご負担いただくもので、供用開始後に一度だけ納めていただくものです。対象区域の方には、供用開始後すでに納付書を送付しており、一括又は分割（5年間）でご納付いただいております。

まだ、全額ご納付していない方につきましては、お早めにご納付くださるようお願いいたします。

■下水道使用料

下水道に接続し、使用を開始された方には、下水道使用料を納めていただきます。使用料は処理施設の維持管理、修理費等に充てられます。

■下水道使用料はどのように決められるの？

使用料は、使用水量に基づいて決められます。

①水道水のみを使用されている場合

水道水の使用水量が、そのまま下水道の使用水量になります。

②水道水と井戸水を併用されている場合

水道水の使用水量と世帯人数に応じた認定水量（4m³/人・月）を足した水量になります。

③井戸水のみを使用されている場合

世帯人数に応じた認定水量（10m³/人・月）になります。

ただし、計量器（メーター）を設置している場合は、①と同じになります。

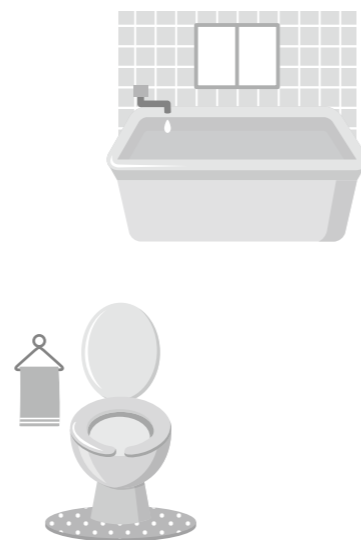
■下水道使用料の単価は？

区分（月額・税込）	水量	料金
基本使用料	～10m ³	1,620円
従量使用料（1m ³ につき）	10m ³ ～	162円

※上記で算定した額の10円未満を切り捨てた額（税込み）

■下水道使用料の計算例

	1ヶ月当たりの使用水量	1ヶ月あたり	1年間で
①	水道水のみ使用水量が20m ³ の場合	3,240円	38,880円
	水道水のみ使用水量が30m ³ の場合	4,860円	58,320円
②	水道水と井戸水の併用で水道水の使用水量が20m ³ 、2人世帯の場合	4,530円	54,360円
	水道水と井戸水の併用で水道水の使用水量が20m ³ 、4人世帯の場合	5,830円	69,960円
③	井戸水のみで2人世帯の場合	3,240円	38,880円
	井戸水のみで4人世帯の場合	6,480円	77,760円



下水道は、皆さんに接続していただいて、初めて十分な効果が発揮されます。供用開始区域内の皆さんには、一日も早い下水道への接続にご協力をお願いします。

来月号では、排水設備工事について、分かりやすくお知らせする予定です。

■問合せ先 八峰町建設課 ☎76-4610

八峰消防署からのお知らせ

夏休み期間中の火災予防及び事故防止について

《火遊びによる事故が増加中！ 夏休みに気をつけて！》

子ども達にとって待ちに待った夏休みがやってきます。夏休みは学校や勉強から解放されて、学校以外での様々な体験ができる機会です。一方で子どもたちの気も緩みがちになり、思わぬ事故に巻き込まれる心配があります。事故がない楽しい夏休みを過ごせるように、下記の注意事項を守りましょう。

- 1 家の近くや燃えやすい物のある場所で花火遊びをしない
- 2 花火に書いてある注意事項を守る
- 3 花火は必ず大人と一緒に遊ぶ
- 4 マッチやライターを持ち歩かない
- 5 子どもの手の届くところにマッチやライターを置かない



※保護者の方へ

夏休み期間中、子ども達の自由時間が多くなる分、危ない目に遭う危険が高くなります。大人が、子どもにどんな危険があるのか丁寧に指導し、子ども自身が自分の身を守るために必要なことを教えてあげてください。

■問合せ先 能代山本広域市町村圏組合 八峰消防署 ☎76-3119